

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長				
税 目	印紙税（印紙税法、租税特別措置法第 9 1 条）				
要 望 の 内 容	<p>本制度の適用期間（現行：平成 23 年 3 月 31 日まで）を平成 25 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">— 百万円 （▲11,400 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲11,400 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲11,400 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>建設工事請負及び不動産譲渡に係る消費者負担の軽減を図り、建設業・不動産業全体において、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備を図るとともに、印紙税課税にかかる不公平感の緩和を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 建設市場は継続的に縮小し、平成 22 年度には、建設投資額がピーク時（平成 4 年：84 兆円）の半分以下である 41 兆円（昭和 52 年の水準）まで落ち込む見込みである。こうした中で、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増している。中小零細企業が 9 割を占める建設業は各地域における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持という観点からも、その再生が重要な政策課題となっている。GDP の約 1 割を占める建設投資の回復は、我が国経済の活性化にとっても必要不可欠である。このような情勢を踏まえれば引き続き、建設投資の活性化を強力に推進する必要がある。</p> <p>② 建設業は総合組立産業であり、下請、孫請が重層的な下請契約関係の中で工事を行っているため、印紙税は、一つの工事であっても多重に課され、加えて売買段階でも課されることとなる。このため、課税企業より最終的に転嫁を受ける消費者に対して相当の負担を発生させている。また、リーマンショック以降の不動産市場においては、マンション分譲の落ち込みなどの市況が低迷しており、不動産市場の活性化を推し進め、景気回復を確実なものとするため、不動産取引の円滑化・不動産流通コストの抑制が必要であり、印紙税の軽減措置延長は必要な措置である。</p> <p>③ 建設投資の減少により、競争が激化し、ダンピング受注とこれに伴う下請や労働者へのしわ寄せの問題が顕在化している。国土交通省では、こうした状況を踏まえ、契約の対等化・明確化のための書面契約の徹底を含め、下請へのしわ寄せを防止するための総合的な対策を強化することとしているが、現行の軽減措置が継続されない場合、これまで建設業法に則り適正に書面契約を行ってきた者にとって新たな負担増となり、書面契約率が下がる恐れがあるほか、書面契約を行っていない者に対する行政の取締り、指導監督、普及啓発等の効果についても減殺することになる。よって、書面契約の推進という観点からも、少なくとも軽減措置を延長することが必要である。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 工事請負契約書に係る印紙税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</li> <li>・施策目標 3 5 建設市場の整備を推進する</li> </ul> <p>② 不動産譲渡契約書にかかる印紙税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</li> <li>・施策目標 3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</li> </ul> <p>に包含。</p>
		政策の達成目標	<p>建設工事における書面契約の促進を図るとともに、不動産譲渡に係る消費者負担の軽減により、建設投資・不動産取引の活性化を図る。</p> <p>① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 平成30年度 41.1兆円 書面による工事請負契約率 平成24年度まで現状の契約率を維持させる。</p> <p>② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示す指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数 平成23年度 274千件</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	<p>① 工事請負契約書に係る印紙税 民間建設投資の回復 書面による工事請負契約率 「政策の達成目標に同じ」</p> <p>② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数 「政策の達成目標に同じ」</p>
		政策目標の達成状況	<p>取引頻度の高い工事請負契約や不動産譲渡契約において上記のように負担軽減がなされたことにより、建設投資・不動産取引の円滑化及び不動産流通コストの抑制が一定程度図られた。引き続き本軽減措置の継続が必要である。</p> <p>工事請負契約 民間建設投資の回復 平成21年度 24.5兆円 平成21年度下請取引等実態調査 書面による工事請負契約率 約80%</p> <p>不動産譲渡契約 指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数 平成21年度 276千件</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>工事請負契約書数 約1,092,192件</p> <p>不動産譲渡契約数 約398,651件</p>	

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>工事請負契約数は約110万件、不動産譲渡契約数も約40万件(平成21年度国土交通省調べ)となっており、これら膨大な契約数について、印紙税の軽減措置が適用されている。</p> <p>本軽減措置は、建設業者、宅地建物取引業者のみならず、最終的には、消費者等に係る不動産流通コスト等の負担軽減に寄与しており、活発な建設投資・不動産取引が行われうる環境の整備に効果があるといえる。</p>						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし						
	要望の措置の妥当性	<p>活発な建設投資・不動産取引が行われ得る環境の整備を図るためには、取引等に係るコストを低減することが効果的であり、本措置を講じることは的確かつ必要な措置である。</p> <p>工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税は、他文書と比べて高額であり、印紙税課税に係る不公平感の緩和のためにも、軽減の延長は的確かつ必要な措置である。</p>						
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>過去3年間の軽減措置の推計減収額(推計値)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>9,100百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>10,700百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>11,800百万円</td> </tr> </table>	平成21年度	9,100百万円	平成20年度	10,700百万円	平成19年度	11,800百万円
	平成21年度	9,100百万円						
	平成20年度	10,700百万円						
平成19年度	11,800百万円							
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>印紙税の軽減措置は、不動産流通コスト等の負担軽減に寄与することにより不動産取引を活発化させ、建設・不動産投資を押し上げるとともに、下請企業対策の一環としての書面契約の推進につながるため、効果が存するといえる。</p> <p>政策目標である民間建設投資の回復については、平成21年度は24.5兆円(見込)と目標は達成されておらず、引き続き本軽減措置が必要である。また、本軽減措置の適用により、指定流通機構(レインズ)における登録件数については、目標指標が順調に推移している。</p>							
前回要望時の達成目標	<p>建設工事請負及び不動産譲渡に係る消費者負担の軽減を図り、建設投資、不動産取引の活発化を図る。</p> <p>① 工事請負契約書にかかる印紙税 民間建設投資の回復 平成30年度41.1兆円</p> <p>② 不動産譲渡契約書に係る印紙税 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数 平成23年度274千件</p>							

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>契約金額 1 千万円以上の不動産売買に関する契約書（1 号文書）及び工事請負契約書（2 号文書）についての税率引き下げが 2 年間延長されているが、建設投資、不動産取引は引き続き低迷しており、目標に達したとはいえない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 9 年度税制改正要望において、1, 2 号文書に係る印紙税の廃止要望を行い、租税特別措置法において、税率の一部引き下げが行われた。その後、平成 1 1 年度、平成 1 3 年度、平成 1 5 年度、平成 1 7 年度、平成 1 9 年度及び平成 2 1 年度税制要望において、同法の延長要望を行い、認められた。</p>	